

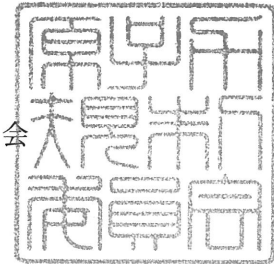
原規技発第1912061号

令和元年12月6日

放射線審議会

会長 神谷 研二 殿

原子力規制委員会



放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく
眼の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（諮問）

下記の規則及び告示について眼の水晶体の等価線量限度に関する基準を別紙の内容で策定することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十二号）第六条の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

記

- ・ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）
- ・ 平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）
- ・ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）
- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）

以上

放射性同位元素等の規制に関する法令の改正要綱

放射性同位元素等の規制に関する法令においては、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下「規則」という。）及び平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）（以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の等価線量限度の取り入れ

(1)放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下のとおり設定すること。【告示の改正】

①平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間（施行日の令和3年4月1日以後）につき100ミリシーベルト

②4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

(2)眼の水晶体の線量の5年間の合計線量の記録を追加すること。【告示の改正】

2. 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量当量

(1)眼の水晶体の等価線量を算定するため、3ミリメートル線量当量の測定について、以下の規定を追加すること。

①眼の水晶体測定については、眼の近傍その他適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる。【規則の改正】

②①の測定結果を1.(2)に定める期間について集計して記録及び保存すること。【規則の改正】

③眼の水晶体の等価線量の算定について3ミリメートル線量当量を選択肢とすること。【告示の改正】

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1)①～② 1. (2)	5.1 関係
2. (1)①～③	5.2(2) 関係

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法令の改正要綱

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法令においては、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」及び「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示」について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の等価線量限度の取り入れ

(1) 放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下のとおり設定すること。

①令和3年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とするする5年間につき100ミリシーベルト

②4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

(2) 眼の水晶体の線量の5年間の合計線量の記録を追加すること。

2. 眼の水晶体の等価線量の算定

眼の水晶体の等価線量の算定について3ミリメートル線量当量の選択肢を追加すること。

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1) ①、② 1. (2)	5.1 関係
2	5.2(2) 関係